

敦賀市地域活動支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者に創作的活動や生産活動機会の提供等日中活動の場を提供し、地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、敦賀市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部を適切な運営を行うことができると認められる社会福祉法人等（以下「事業者」という。）に委託するものとする。

(事業)

第3条 市長は、地域において雇用・就労が困難な障がい者に対し、創作的活動、生産機会の提供、社会適応訓練等を行うものとする。

(利用の対象者)

第4条 この事業の対象者は、本市に住所地を有する、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）第4条第1項に規定する障がい者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 障害者地域生活支援事業等利用診断書（様式第1号）等により精神障がい者であることが明らかな者
- (5) 本市に住所地を有しない者であって、本市が法における援護の実施者となっている障がい者。

2 前項の規定にかかわらず、法における援護の実施者が本市以外の市町村となっている障がい者は対象としない。

(利用の申請)

第5条 この事業を利用しようとする者は、地域生活支援事業利用申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、この事業の利用の要否について、地域生活支援事業利用決定（却下）通知書（様式第3号）により通知し、利用決定者に対しては、地域生活支援事業受給者証（様式第4号）を交付するものとする。

(利用決定の取消し)

第7条 市長は、利用者が次のいずれかに該当する場合には、当該利用決定を取り消すことができる。

(1) 利用者が、地域活動支援センター事業を受ける必要がなくなったと市長が認めたとき。

(2) 利用者が、他の市町村の区域内に住所地を有するに至ったと認めたとき。

(3) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により利用決定の取り消しを行ったときは、支給決定取消通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 支給決定障がい者は次に掲げる事項を変更したときは、地域生活支援事業居住地等変更届(様式第6号)を市長に届け出なければならない。

(1) 支給決定障がい者の氏名、居住地及び連絡先

(2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

2 前項に規定する届出は、事業者を経由して市長に提出することができる。

(事業の費用)

第9条 この事業に係る費用の額は、別表に掲げる額とする。ただし、第4条第5号に該当する者が利用する場合、サービス提供事業者の申し出により、利用者の住所地の市町村が定める額に準ずることができる。

(利用料)

第10条 第6条の規定により利用の決定を受けた障がい者(以下「受給者」という。)は、事業の利用に要する費用の1割に相当する額(以下「利用者負担額」という。)を事業の委託を受けた事業所(以下「事業所」という)に支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同一の月の利用者負担額が、法第29条第4項に規定する家計に与える影響その他の事情を斟酌して政令で定める額(以下「限度額」という。)を超えるときは、受給者が事業所に支払わなければならない額は、当該限度額とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

利 用 時 間 等	単 価
4時間未満	2,640円
4時間以上6時間未満	4,250円
送迎加算（片道につき）	540円

注1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）及び旧法施設支援（通所）の日中活動サービス利用日には、算定することができない。

2 送迎加算については、本人の体調等によりやむをえない場合のみ算定対象とする。